

○南部水道企業団建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準要領

平成 26 年 5 月 30 日
要 領 第 3 号

改正 平成 28 年 5 月 24 日要領第 1 号

改正 令和 3 年 10 月 12 日要領第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、南部水道企業団が発注する建設工事及び業務委託(測量、建築・土木関係、調査業務(地質、磁気その他調査も含む)及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ)の契約に係る競争入札において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 10 第 2 項(第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。)及び南部水道企業団契約規則(平成 26 年南部水道企業団規則第 1 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき、最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格設定の対象)

第 2 条 最低制限価格を設定する対象は、予定価格(消費税抜きの予定価格をいう。この号及び次号において同じ。)が 1,000 万円を超える建設工事及び予定価格が 300 万円を超える業務委託とする。

2 企業長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の設定)

第 3 条 最低制限価格は、次の各号により設定した額とする。なお、最低制限価格を下回る価格の入札については、失格とする。

(1) 建設工事の場合 予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次のアからエに掲げる額の合計額を参照し、予定価格の 10 分の 7 以上で設定するものとする。

ア 直接工事費の額

イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額

(2) 業務委託の場合、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基

礎とした設計書等に基づき、同表①から④までに掲げる額の合計額を参照し、予定価格の10分の7以上で設定するものとする。

- 2 建設工事及び業務委託の性質上、前項の規定により難しいものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格の10分の7以上で定める。

(最低制限価格の公表)

第4条 最低制限価格は、落札者が決定した後、速やかに公表する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年要領第1号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
地質調査及び磁気探査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
現場技術業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額